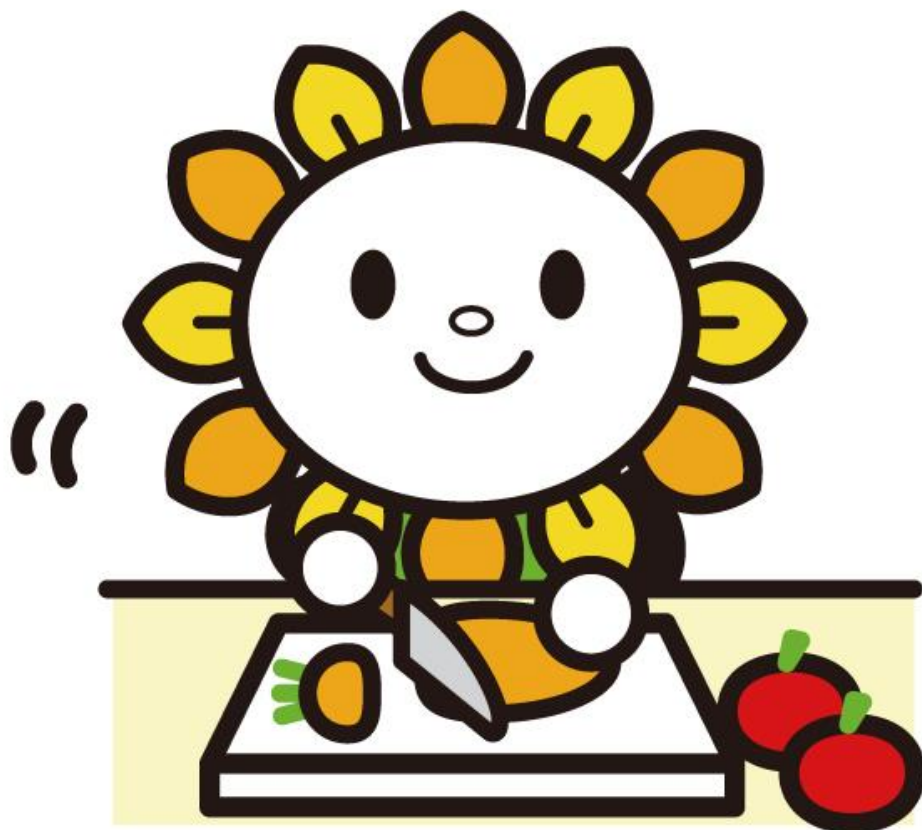
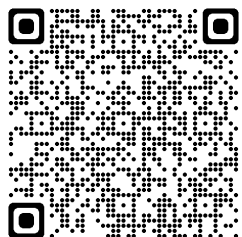


令和5年度 尾張旭市
保育所・小規模保育事業所の
利用のご案内



就労証明書の様式が変わりました。
旧様式は令和5年3月まで利用できます。

申込書等のダウンロードは
こちらから



お問い合わせ先

尾張旭市役所こども子育て部保育課

郵便番号 : 〒488-8666

住所 : 尾張旭市東大道町原田2600番地1

電話 : 0561-76-8147

＜ 目 次 ＞

1	保育所・小規模保育事業所とは	2
2	利用申込み（認定申請）ができる方	2
3	一斉申込み	2
4	随時申込み	3
5	面接	3
6	サポート保育・医療的ケアについて	4
7	ならし保育について	4
8	令和5年度利用申込みに必要なもの	5
9	保育料を決定するための書類	6
10	保育の必要性及び必要量	6
11	利用調整	7
12	保育料及び給食費	7
13	延長保育	9
14	休日保育	9
15	入所後について	10
16	退所について	11
17	よくある質問	12
18	尾張旭市教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準	14
19	令和4年度3号認定子どもに係る保育料表（参考）	15
20	施設位置図・保育所等一覧	16
21	利用申込みに関する注意事項	18

— クラス年齢早見表 —

令和5年4月1日現在

クラス	生年月日	最長保育実施希望期間 (卒園年月日)
5歳児（年長）	平成29年（2017）4月2日～平成30年（2018）4月1日	令和6年3月31日
4歳児（年中）	平成30年（2018）4月2日～平成31年（2019）4月1日	令和7年3月31日
3歳児（年少）	平成31年（2019）4月2日～令和2年（2020）4月1日	令和8年3月31日
2歳児	令和2年（2020）4月2日～令和3年（2021）4月1日	令和9年3月31日
1歳児	令和3年（2021）4月2日～令和4年（2022）4月1日	令和10年3月31日
0歳児	令和4年（2022）4月2日～	令和11年3月31日

1 保育所・小規模保育事業所とは

家庭の事情により、家庭で十分な保育ができない場合、家族に代わって児童をお預かりする施設です。

2 利用申込み（認定申請）ができる方

- (1) 尾張旭市民の方又は尾張旭市に転入予定の方（住民票が異動した翌日以降の入所になります）
- (2) P1「クラス年齢早見表」に該当する方
- (3) 児童の保護者全員が下記保育の必要な事由に該当する方

保育の必要な事由		具体的な保護者の状況
就労		仕事をしている（月実働64時間以上を常態としていること）
妊娠・出産		出産予定日の2か月前の初日から出産日の2か月後の末日まで
保護者の疾病・障がい		病気または心身に障がいがある
介護・看護		長期にわたる病気又は心身に障がいがある同居の親族を介護している
災害復旧		自宅及びその近隣地内の災害復旧にあたっていること
求職活動		就労する意思があり、求職活動に専念していること
就学		職業能力開発施設において職業訓練を受けている、又は学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校などにおいて就学していること（1日につき4時間以上かつ1月につき16日以上）
その他	別居の親族介護	別居の親族を介護することを常態としていること
	育児休業中で満3歳以上	下の子の育児休業中で上の子について家庭で保育をしている場合、上の子が4月1日において満3歳以上であること

3 一斉申込み

(1) 一斉申込み期間

※ 令和5年4月1日から30日までの間に保育利用開始希望の場合（4月末までに転入予定の方も含む）

※ 令和5年度中に育児休業が明け方で3歳未満児の保育利用開始希望の場合も下記の期間に申込みできます。

受付場所	受付期間	受付時間	利用調整の結果
市役所 保育課 窓口又は 専用ポスト	令和4年10月 3日（月）から 令和4年10月31日（月）まで （ただし、土・日曜日を除く）	午前8時30分から午後5時15分まで （ただし、28日（金）、31日（月）は午後7時30分まで）	令和5年1月上旬予定 （未出生の場合は出生後に通知）
郵送	令和4年10月 3日（月）から 令和4年10月20日（木）まで 【当日消印有効】	〒488-8666 （住所不要） 尾張旭市役所保育課 宛	

※ P5に記載の必要書類をすべてそろえたうえで、上記の受付期間中に提出してください。

※ 入所申込書の表面に父・母のマイナンバーをご記入いただいたうえで裏面に署名してください。

※ 「マイナンバーカード（表面と裏面）」又は「マイナンバー通知カードと運転免許証等の身分証明書」の写し（父と母）を必ず添付してください。

<市役所保育課での受付について>

できるだけ郵送での申し込みにご協力ください。

上記の受付期間中は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での相談は1件につき15分以内とさせていただきます。

専用ポストに投函する際は、必ずホッチキスでとめてください。

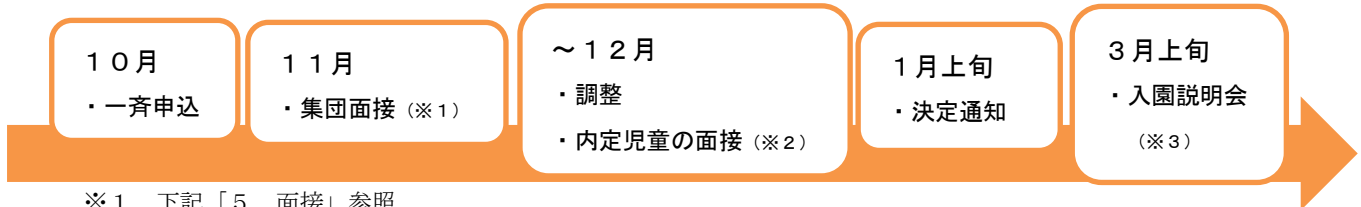
<書類の不備について>

書類に不備があった場合は、受け付けが完了できません。この冊子をよく読んで不備のないように提出してください。

不備があった場合は、書類の再提出を依頼しますので、下記期限までに必要書類を提出してください。提出がない場合は申込みの受け付けを行いません。また、期限を過ぎてから提出された場合は次回の利用調整となります。

不備書類提出期限 令和4年11月7日（月）まで【郵送の場合は消印有効】

(2) 入所までの流れ



※1 下記「5 面接」参照

※2 11月に面接をしていない児童のうち、4月～6月に入所予定の児童が対象です。

※3 7月以降に入所予定の児童は、入所月の約1か月前に、面接と同時に入園説明を行います。

4 随時申込み（一斉申込み締切後） ※郵送での申込みはできません。

申込の受付をした翌月から利用調整を行います。保育所に空きがある場合のみ保育課より連絡します。

(1) 年度途中から保育利用開始希望の場合

受付場所	受付期間	受付時間
市役所 保育課	利用開始希望日の5か月前の初日から随時受け付けます。（ただし、土・日・祝日を除く）	午前8時30分から 午後5時15分まで

(2) 令和5年度中に育児休業が明けの方で3歳未満児の保育利用開始希望の場合

受付場所	受付期間	受付時間
市役所 保育課	一斉申込み締切後、随時受け付けます。（ただし、土・日・祝日を除く）	午前8時30分から 午後5時15分まで

※ 育児休業の延長申請手続き等で入所保留通知書が必要な方は、保育課までご連絡ください。（発行に1週間程度かかります。）ただし、入所内定している方へは通知を発行できません。

5 面接

(1) 一斉申込み

申込受付後、面接の日程について後日通知します。日程等のご都合が合わなければ保育課までご連絡ください。

※ この面接は入所を確約するものではありません。

ア 対象児童

下記に該当する方は11月に面接を行います。下記に該当しない方については、入所内定後に面接を実施します。ただし、令和5年7月以降に入所が内定した方は、利用開始日の約1か月前に実施します。

年齢区分	面接対象
3歳以上児	・申込児童全員
2歳児	・利用調整基準指数の合計（※）が1.4以上 ・令和5年6月までの入所希望
0、1歳児	・利用調整基準指数の合計（※）が1.5.5以上 ・令和4年7月以前に出生 ・令和5年6月までの入所希望

※ P14「18 尾張旭市教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準」参照

イ 日時

令和4年11月14日（月）～22日（火）（予備日：令和4年11月24日（木）、25日（金））

①午前9時30分～ ②午前10時30分～ ③午後1時30分～ ④午後2時30分～

ウ 実施場所

第1希望施設により、下記のとおり会場が決まります（兄弟姉妹同時申込の場合は同一会場で実施）。ただし、実施定員を超える場合は第2希望以下の施設により会場を決めます。

面接実施場所	第1希望施設
東部保育園	東部保育園、西山保育園、スクルドエンジェル保育園三郷園
中部保育園	中部保育園、本地ヶ原保育園、稲葉保育園、memorytree 旭保育園
西部保育園	西部保育園、川南保育園、レイモンド庄中保育園、あさひちいさないえほいくえん、旭前わかば保育園
藤池保育園	藤池保育園、柏井保育園、保育所てんとう虫、nursery school family
茅ヶ池保育園	茅ヶ池保育園、あたご保育園、はんのき保育園、あさひおっきい保育園

(2) 随時申込み

入所内定した施設で実施します。利用開始月の約1か月前になりましたら、面接日程等について保育課より連絡します。

実施場所	面接実施日
利用施設	利用開始日の約1か月前に実施します。

6 サポート保育・医療的ケアについて

個別のサポートや日常的に医療的なケアが必要なお子さんを対象に、サポート保育や医療的ケアを実施しています（原則3・4・5歳児クラス）。お子さんの療育手帳等をお持ちの方や、サポート保育及び医療的ケアを希望される方は、事前に保育課までご相談ください。

7 ならし保育について

新たに保育所等に入所する児童について、短い保育時間から始め、徐々に保育所等での新しい生活に慣れていただくための「ならし保育」を実施しています（土曜日は除く）。

就労、就学予定及び育児・産後休業明けにより入所する児童は、**就労開始日のおおむね1週間前（最長2週間）**からならし保育を利用することができます。また、出産要件・求職活動により入所する児童は、入所後おおむね1週間（最長2週間）のならし保育を利用することができます。ただし、ならし保育の利用は4月1日以降入所の方に限ります。（年度をまたぐならし保育は利用できません。）

また、入園式前やお盆の夏季家庭保育期間などは希望保育期間のため、当該期間以降にならし保育の利用をお願いしています。ただし、私立保育所・小規模保育事業所については、4月1日からならし保育を利用できる場合があります。詳細は各施設にお問い合わせください。

※ ならし保育を希望される場合は、入所申込書の利用を希望する期間にならし保育開始日を記入してください。

※ ならし保育の期間は、土・日・祝日を含めた期間となります。

※ ならし保育開始日が入所日となるので、ならし保育期間も保育料が発生します。

※ 育児休業復帰日・就労開始日を変更した場合は、ならし保育開始日も変更となる場合があります。申込み後に育児休業復帰日・就労開始日を変更された場合、必ず市役所保育課までご連絡ください。

8 令和5年度利用申込みに必要なもの

提出及び添付が必要な書類				
◎全員	<input type="checkbox"/> 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼入所申込書（入所希望児童1名につき1枚必要） <input type="checkbox"/> 「マイナンバーカード（表面と裏面）」又は「マイナンバー通知カードと運転免許証等の身分証明書」の写し（父と母）			
◎保護者（父母等）それぞれの該当する要件の書類を提出	就労	外勤	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 申告書 ※就労予定（入所後に就労時間を増やす予定の場合も含む）の方のみ 入所後に実績調査があります。	
		自営業	経営者	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 申告書 ※就労予定（入所後に就労時間を増やす予定の場合も含む）の方のみ <input type="checkbox"/> 直近の確定申告書（第一表・第二表）・青色申告承認申請書のどちらか1つの写し 確定申告をしていない方：開業届の写し（開業初年度のみ）・直近3か月の活動が確認できる書類 ※株式、有限、合資等により法人として登録して事業を営んでいる方は必要ありません
			補助者	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 申告書 ※就労予定（入所後に就労時間を増やす予定の場合も含む）の方のみ <input type="checkbox"/> 事業主の直近の確定申告書（第二表・※収支内訳書）・青色申告決算書・青色事業専従者給与に関する届出書のうちいずれか1つの写し ※事業主の確定申告が白色申告の場合、収支内訳書も必要となります
		内職	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 賃金支払明細書の写し（直近3か月分）※賃金支払明細書がない場合は納品書の写し	
		育児休業明け（注1）	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 産休・育児休業証明書（就労証明書が旧様式の方のみ） <input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が分かる部分）※申込時に未出生の場合のみ	
	妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が分かる部分）		
	保護者の疾病・障がい	<input type="checkbox"/> 診断書原本（保育が困難である旨が記載してあるもの） <input type="checkbox"/> その他状況が分かる手帳の写し（身体障害者手帳など）		
	介護・看護	<input type="checkbox"/> 診断書原本（介護対象者） <input type="checkbox"/> 介護状況申告書 <input type="checkbox"/> 介護スケジュール表 <input type="checkbox"/> その他状況が分かる手帳の写し（介護対象者）		
	災害復旧	<input type="checkbox"/> 罹災証明書の写し		
	求職活動	<input type="checkbox"/> 求職活動申立書 <input type="checkbox"/> ハローワーク登録カードの写し ※ 入所後、3か月以内に就労証明書を提出してください。		
	就学	<input type="checkbox"/> 在学証明書又は学生証の写し <input type="checkbox"/> 時間割（カリキュラム）		
	その他	別居の親族の介護	<input type="checkbox"/> 診断書原本（介護対象者） <input type="checkbox"/> その状況が分かる手帳の写し（介護対象者） <input type="checkbox"/> 介護対象者との関係が分かる戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 介護状況申告書 <input type="checkbox"/> 介護スケジュール表 <input type="checkbox"/> 介護対象者の同居家族の就労証明書等	
		育児休業中	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 産休・育児休業証明書（就労証明書が旧様式の方のみ） <input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が分かる部分）※申込時に未出生の場合	
	◎該当者のみ提出	ひとり親世帯の方（注2）	離婚した方 未婚の方	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本（保護者と児童の名前が記載されているもの）、児童扶養手当証書、母子・父子家庭医療費受給者証（受給者が保護者のもの）のうちいずれか1つの写し
			離婚調停中の方 離婚裁判中の方	<input type="checkbox"/> 離婚調停・裁判関係書類（事件係属証明書、裁判所からの呼出状等）の写し
転入予定の方		<input type="checkbox"/> 転入先及び転入予定時期が分かる書類（不動産売買契約書、賃貸借契約書、建築契約書等の写し） ※契約書等がない場合は申告書 <input type="checkbox"/> 令和5年3月以降に尾張旭市へ転入予定の方は、P6「9 保育料を決定するための書類」参照		
満65歳未満（入所日時点）の祖父母と同居している方		<input type="checkbox"/> 同居する65歳未満の祖父母の就労証明書など保育ができない状況を確認できる書類		
認可外保育施設を利用している方		<input type="checkbox"/> 認可外保育施設等在園証明書（入所希望児童分）		
入所希望児童又は同居親族が障害者手帳の交付を受けている世帯	<input type="checkbox"/> 手帳の写し ※保育料または副食費の減免を受けられる場合があります（P7参照）			

注1：入所後に復職証明書の提出を依頼します。勤務先に復職せずに転職・退職をした場合は、入所後であっても入所承諾を取り消します。復帰後3か月以内に転職・退職をした場合も同様です。

注2：離婚後も同居している場合や事実婚関係がある場合は、ひとり親世帯として認定されません。

<注意事項>

- ▽ 利用申込み後、保育の必要な事由や就労状況等が変更となり、当初利用調整時の「尾張旭市教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準指数」より下がる場合など、申込書、就労証明書等の書類の内容と入所時の事実が異なる場合には、**入所承諾を取り消します。**
- ▽ 育児休業明けで利用申込みした方が元の勤務先に復職せずに転職・退職をした場合や、就労予定で利用申込みした方が予定の勤務先・就労時間で勤務しなかった場合は、**入所承諾を取り消します。**
- ▽ 就労状況について職場に確認させていただく場合があります。自営業で入所した場合は自営業の活動実績について出納帳などの帳簿等で、就労予定で入所した場合は就労の実績について事業者より賃金の支払いを受けている事実で確認します。
その際、利用申込み時の証明書類等の内容と事実が異なる場合には、入所承諾を取り消します。
- ▽ 利用申込みの際、提出書類に不足や不備がある場合、受付をお断りさせていただく場合があります。
- ▽ 求職活動の事由で入所した場合、入所後3か月以内に就労証明書等を提出できないと退所となる場合があります。

※ 必ずP18「21 利用申込みに関する注意事項」をご確認の上お申し込みください。

9 保育料を決定するための書類

▽令和5年3月以降に尾張旭市へ転入予定の方は提出が必要です。

令和5年2月以前に転入予定の方も、入所前に提出を依頼する場合があります。

令和5年1月1日現在尾張旭市に住民登録が…

↓ ある

↓ ない

令和4年1月1日現在尾張旭市に住民登録が…

令和4年1月1日現在尾張旭市に住民登録が…

↓ある

↓ない

↓ある

↓ない

タイプA

タイプB

タイプC

タイプD

【タイプ別分類表】

タイプ	提出書類
A	保育料を決定するための書類提出は必要ありません。
B	令和4年度（令和3年中）の市町村民税課税証明書・市町村民税特別徴収税額通知書・市町村民税納税通知書のいずれか
C	令和5年度（令和4年中）の市町村民税課税証明書・市町村民税特別徴収税額通知書・市町村民税納税通知書のいずれか※
D	B、Cの両方

<注意事項>

- ※ タイプ「C」の書類は、令和5年6月以降に提出してください。
- ▽ タイプ「B、D」に当てはまる方で、保育所等利用開始希望月が令和5年9月以降の場合、令和4年度市町村民税課税証明書の提出は不要です。
- ▽ 収入額、所得額、控除額、税額（所得割額・均等割額）等が記載されている証明書を、1月1日時点で住所登録がある各自治体に確認の上取得し、提出してください。

10 保育の必要性及び必要量

保育の必要な事由、児童の年齢などにより、市が客観的に審査し、保育の必要性を認定します。

保育の必要性がある「2号認定」または「3号認定」と認定されるのは、保護者のいずれの方もP2「2(3)保育の必要な事由」に該当する場合です。

【認定区分と保育必要量】

認定区分	利用時間区分（保育の必要量）	備考
2号認定 （満3歳以上・保育認定）	▽ 保育短時間 1日上限8時間 ※ 午前8時から午後4時まで	▽ 実際の利用時間は、各保育施設の開所時間内で保育の必要量の区分や保護者の就労状況を考慮して決定します。 ▽ 開所時間内で保育必要量を超過して利用するときは延長保育の利用となりますので、延長保育料が別途必要となります。 （P9「13 延長保育」参照）
3号認定 （満3歳未満・保育認定）	▽ 保育標準時間 1日上限11時間 ※ 午前7時30分から午後6時30分まで	

※ 父母の合算した年間収入が180万円以下または障がい者・ひとり親家庭の方で年間収入が130万円以下の場合で、祖父母等と同居しており、祖父母等に一定の収入がある場合は、同居している祖父母を家計の主宰者とみなし、保育料を算定します。

▽ 保育料の額は、令和5年4月上旬に保育料決定通知書にてお知らせします。また、保育料を算定するための税関係書類の提出が必要な方で、提出がない場合は最高額の保育料で決定します。

(2) 保育料の軽減について

▽ 年収約360万円未満相当の世帯

① 保育料を支払う保護者と生計を一にする入園児のきょうだい等がいる場合、きょうだい等の年齢に関わらず人数に応じて第2子半額、第3子以降0円とします。

② ひとり親世帯等は、第2子以降を0円とします。

年収約360万円未満相当の世帯の要件	
ひとり親世帯等(*)	ひとり親世帯等以外
市町村民税所得割額77,101円未満 (C1階層～D4階層)	市町村民税所得割額57,700円未満 (C1階層～D1階層)

* ひとり親世帯等は「母子・父子世帯」及び「在宅障がい児(者)世帯」をいいます。

※ 同一世帯以外に保育料を支払う保護者と生計を一にする場合で多子軽減を受ける場合は市役所保育課へお知らせください。

▽ 年収約360万円未満相当以外の世帯

同一世帯のうち小学校就学前のきょうだい等が保育所等に同時入所している場合、第2子半額、第3子以降0円とします。

▽ 上記の軽減に当てはまらない世帯で3歳未満児クラスに入所している世帯

同一世帯で18歳未満のきょうだい等を3人以上(3歳未満児を1人以上含む場合に限る。)監護し生計を一にする場合でその出生の最も早い者から順次に数えて3人目以降の3歳未満児が保育所等を利用している場合、下記の表のとおりです。

階層区分	保育料
市町村民税所得割57,700円以上 97,000円未満 (D2階層～D7階層)	0円
市町村民税所得割97,000円以上301,000円未満 (D8階層～D14階層)	半額

(3) 給食費(3歳～5歳児クラスのみ) ※令和4年9月15日時点

月額5,300円(主食費800円、副食費4,500円)

※ レイモンド庄中保育園は月額6,000円(主食費1,500円、副食費4,500円)

(4) 副食費(おかず代等)の免除対象者について(3歳～5歳児クラスのみ)

下記に該当する方は副食費が免除されます。

▽ 年収約360万円未満相当の世帯

年収約360万円未満相当の世帯の要件	
ひとり親世帯等(*)	ひとり親世帯等以外
市町村民税所得割額77,101円未満 (C1階層～D4階層)	市町村民税所得割額57,700円未満 (C1階層～D1階層)

* ひとり親世帯等は「母子・父子世帯」及び「在宅障がい児(者)世帯」をいいます。

▽ 年収約360万円未満相当以外の世帯

同一世帯のうち小学校就学前のきょうだい等が保育所等に同時入所している場合の第3子以降の子

(5) 納付方法

▽ 保育料の納付方法(0～2歳児クラス)

施設	納付方法
保育所	口座振替又は納付書にて、直接本市に納付していただきます。
小規模保育事業所	直接施設へ納付していただきます。納付方法は各施設にご確認ください。

▽ 給食費の納付方法（3～5歳児クラス）

施設	納付方法
公立保育所	口座振替又は納付書にて、直接本市に納付していただきます。
公設民営保育所・ 私立保育所	直接施設へ納付していただきます。納付方法は各施設にご確認ください。

(6) 保育料及び副食費減免の変更など

世帯の状況や課税状況に変更・異動があった場合、利用施設又は市役所保育課まで状況変更届でお知らせください。原則遡及適用は行いません。（P10参照）

(7) その他

- ▽ 保育料及び給食費は月額制です。欠席されても決定した金額を納めていただきます。
- ※ 新型コロナウイルス感染症により登園停止となった場合は、還付申請書の提出により保育料等が日割り減額されます。
- ▽ 生計主宰者の失業（自己都合は除く）、事業の倒産、長期病気療養や災害などにより、支払いが困難になった時は、一定の基準を満たすと保育料等が減免される場合がありますので、市役所保育課へご相談ください。
- ▽ 保育料等を滞納している場合は、法律に基づいて滞納処分をする場合があります。
- ▽ 保育料等とは別に保護者会費や帽子などの用品費等が必要な場合があります。

13 延長保育

- ▽ 開所時間内で保育必要量（P6「10」参照）を超えて利用するときは延長保育料が発生します。
- ▽ 公立保育所の延長保育料については下記のとおりです。私立保育所・小規模保育事業所については各施設にお問い合わせください。

	保育時間	延長保育料（月額）
朝	午前7時～午前7時30分	1,000円
夕	午後6時30分～午後7時	1,000円

- ※ 生活保護世帯（A階層）及び市町村民税非課税世帯（B階層）は無料になります。
- ※ 世帯の階層区分については、保育料の例によります。
- ※ 朝夕どちらも利用される場合は、月額延長保育料が2,000円になります。
- ※ 延長保育の利用及び利用解除は、前月までに手続きが必要です。

14 休日保育

- ▽ 保育所てんとう虫では、日曜日・祝日に休日保育を実施しています。
- ▽ 休日において、通常保育と同じ事由により保育の必要性があると認められる児童が対象になります。
- ▽ 利用手続きについては、市役所保育課までお問い合わせください。

休日保育料	
年齢区分	一日あたり
3歳未満児	2,100円
3歳児	1,000円
4歳以上児	840円

- ※ 生活保護世帯（A階層）及び市町村民税非課税世帯（B階層）は無料になります。
- ※ 世帯の階層区分については、保育料の例によります。
- ※ 兄弟姉妹が同時に休日保育を利用する場合、2人目以降は半額になります。

15 入所後について

(1) 変更の届けについて

保育の必要な事由や保育所を利用する時間に変更となる場合は、前月までに市役所保育課又は各保育所への届出が必要です。書類をそろえて提出してください。書類が提出された翌月から支給認定内容及び保育料等を変更します。

必要な書類については、変更内容によって異なりますので、市役所保育課又は各保育所にお問い合わせください。

※ 児童の世帯員に増減があった場合は、すみやかに状況変更届を提出してください。

＜必要書類の例＞

- ・認定を出産（標準時間）から育児休業（短時間）に変更する場合
→状況変更届、特別保育の実施解除申出書・保育利用時間解除届出書、保育所入所継続申請書
- ・就労時間が伸びたので、保育所の利用時間を延ばしたい場合
→状況変更届、延長保育実施申込書・保育利用時間（変更）届出書、就労証明書
- ・延長保育を利用していたが、職場を変更して延長保育がなくなった場合
→状況変更届、特別保育の実施解除申出書・保育利用時間解除届出書、延長保育実施申込書・保育利用時間（変更）届出書、就労証明書

(2) 転園について

入所月の初日から届け出ることができます（郵送不可）。届出の翌月以降に利用調整を行い、希望先の保育所等に空きがある場合のみ保育課より連絡します。

新年度からの転園希望の申請については、一斉申込と同時期です。

転園が内定した時点で、入所している保育所等には別の児童が内定するため、元の保育所等には戻れません。転園申請を取り下げの場合は保育課への届出が必要です。

(3) 現況調査

入所後も、保育の必要な事由を満たしているか確認するために、保護者の就労状況等の調査を行います。

新入所児について、入所申込時と状況が異なる場合は退所となる場合があります。また、前年度以前から入所されている場合でも、保育の必要な事由に該当しないと認められた場合は退所となります。

保育所によっては、保育体制を整えるためにシフト表等就労時間が確認できる書類の提出をお願いする場合があります。

(4) 育児休業を取得する場合の取扱い

▽ 現在、3歳未満児に待機児童が発生しているため、下記のとおり取扱います。

▽ 区分はP1「クラス年齢早見表」によります。対象は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律その他の育児休業に関する法律に規定する育児休業に限ります。

区分	現在保育所等を利用している児童	新規利用児童
3歳以上児	「保護者の育児休業取得に伴う児童の保育所入所継続申請書」に雇用者より育児休業を取得する証明を受けて、保育所へ提出した場合、 継続利用が可能 です。	▽ 一定の条件を満たす場合、4月1日からの保育所等の利用が可能です。 ▽ P2「3(1) 一斉申込み期間」で申込み受付します。その後はP3「4(1) 年度途中から保育利用開始希望の場合」のとおりです。
2歳児		▽ 育児休業復帰の日 からの保育所等の利用が可能です。 ▽ P2「3(1) 一斉申込み期間」で申込み受付します。その後はP3「4(2) 令和5年度中に育児休業が明けの方で3歳未満児の保育利用開始希望の場合」のとおりです。
0、1歳児	育児休業開始の日をもって入所承諾を取消します。 退所する日の前月までに「保育所退園届」を利用施設に提出してください。 ただし、出産の事由に該当する場合は、出産日の2か月後の末日まで継続利用が可能です。	

※ 現在の取扱いであり、変更となる場合があります。

16 退所について

- ▽ 保育の必要な事由を満たさなくなり、家庭での保育が可能になった場合や市外に転出された場合は、支給認定は取り消され退所となりますので、利用中の施設若しくは市役所保育課まで退園届を提出し、支給認定証を返還してください。
- ▽ 退所日は原則月末です。退園届は、退所する日の10日前までに提出してください。ただし、転出等で月途中に退所をする場合は、前月末までに提出してください。退園届は市役所保育課及び各保育所にあります。
- ▽ 保育実施期間内であっても、長期欠席する時、虚偽の申請を行った時、求められた書類の提出をしない時または施設の管理上支障がある時等には、退所となる場合があります。

17 よくある質問

Q. 就労証明書は保護者が書くことはできますか。

A. できません。必ず勤務先で記入してもらってください。証明書の内容について、勤務先に無断で作成した、改変を行ったときは刑法上の罪に問われる場合があります。(有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的記録不正作出罪など)

ただし、保護者自身が経営者の場合は、ご自身で書くことができます。

Q. 就労証明書は会社の様式でもいいですか。

A. 内閣府の就労証明書(簡易版)を使用してください。ただし、照会等により事前に市の承認を受けている事業所については、事業所の様式でも受け付けます。

Q. 申込書提出後に希望園の順位を変えることはできますか。

A. できます。ただし、申込締切日(一斉申込は10月31日(月)、随時申込は受け付けた月の末日)までに変更した場合は変更後の順位で利用調整されますが、締切後に変更された場合は次回利用調整から反映されます(入所決定した場合を除く)。

なお、希望園及び希望順位は電話でも変更できます。

Q. 子どもの1歳の誕生日から西部保育園に入所することはできますか。

A. できません。西部保育園は、P1「クラス年齢早見表」の1歳児クラス以上に該当するお子さまから受け入れています。川南保育園、西山保育園、あたご保育園、稲葉保育園も同様です。

Q. 入所希望日は月の初日以外の日付でもいいですか。

A. 基本的に入所希望日は月の初日としてください。ただし、育児休業明け、市外から転入の方は初日以外でも構いません。

Q. 保育園の見学はできますか。

A. できます。事前に各施設に連絡し、必ず予約をしてください。予約のない見学は受入れできかねます。

Q. 保育園の見学をしないと希望園に書くことができませんか。

A. 見学をしていなくても希望園に書くことはできます。ただし、入所後に保育園の方針と合わなかった、園の雰囲気か思っていたのと違った、などの相違が起きないために、できるだけ保育園の見学をされることをおすすめしています。

Q. 認可保育園と幼稚園・認可外保育園を同時に申し込むことはできますか。

A. できます。認可保育園は保育課へ、その他の施設は直接各施設に申し込んでください。その後、幼稚園等に入所することが決まった場合は、認可保育園の申込取下げをお願いします。

Q. 子どもが生まれてからでないと申込みないですか。

A. 生まれる前からでも申込みます。就労証明書等とともに母子健康手帳の表紙と出産予定日のページのコピーを提出してください。

Q. 育児休業明けで10月からの入所申込を考えていますが、一斉申込では4月入所希望の方が優先されますか。

A. 一斉申込みでお申し込みされた場合は、入所希望月により優先度が変わることはありません。

Q. 4月からの入所が決まりましたが、育児休業を延長して10月からの入所に変更したいです。給付金の延長手続きのための入所保留通知書はもらえますか。

A. 入所が決定した方には入所保留通知書を発行できません。給付金なしで育児休業を延長していただくことになります。ただし、入所を辞退した場合は、入所保留通知書を発行することができます。

Q. 随時での入所申込後は、最短でいつから入所ができますか。

A. 最短で申込みの翌々月からの入所案内となります。入所希望時期に余裕をもって申込されることをおすすめします。ただし、空き状況により最短でのご案内ができないこともありますのでご了承ください。

Q. 入所申込後に申込内容や就労状況が変わりました。入所は取り消しになりますか。

A. 状況等の変更により利用調整基準指数が変更した場合、入所内定中・入所後であっても内定取り消しや退所となる場合があります。ただし、指数の変更がなくても、育児休業を取得した職場に復帰せずに転職したり、就労予定先を変更したりしたなどの場合は入所承諾を取り消します。変更が生じた場合はすみやかに保育課へご連絡ください。

また、やむをえない事情がある場合を除き、申込時点の認定事由・就労状況等が入所後3か月以上継続していることが必要です。

Q. 申請書を提出すれば申込みができますか。

A. 申請書の他に、保育を必要とすることを証明する書類等の提出が必要です（P 5 利用申込みに必要な書類参照）。必要書類すべてに不備がなければ受付をすることができます。

Q. 郵送でも申請はできますか。

A. 一斉申込の場合は郵送でも受け付けます。随時申込の場合は保育課窓口までお越しください。

Q. 窓口に行かないと書類はもらえませんか。自宅に郵送してもらうことはできますか。

A. 市ホームページにも必要書類一式を掲載していますので、ダウンロードしてご利用いただけます。書類の郵送は原則行っておりません。

Q. 育休復帰する前にならし保育をしたいのですが、入所申込書の入所を希望する期間はどのように書けばよいですか。

A. ならし保育の開始希望日を書いてください。ならし保育期間の詳細については、P 4「7 ならし保育について」をご覧ください。

Q. 求職活動で申し込みましたが、就労先が決まったので、就労の点数に変更して利用調整してもらえますか。

A. 就労証明書等の提出により点数を変更することができます。利用調整については、申込締切日（一斉申込は10月31日（月）、随時申込は受け付けた月の末日）までに変更した場合は変更後の点数で利用調整されますが、締切後に変更された場合は次回の利用調整から反映されます。

Q. 子どもにアレルギーがあるのですが、保育園ではアレルギー対応の給食を提供していますか。

A. 施設によって対応の方法が異なります（P 16参照）。詳しくは各施設にお問い合わせください。

Q. 書き間違えてしまった場合は、修正テープや修正ペンで修正していいですか。書くのは鉛筆でもいいですか。

A. 修正テープ等は使用せず、二重線を引いて修正してください。また、鉛筆や消せるボールペンでの書類の記入はお控えください。

尾張旭市教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準

教育・保育施設及び地域型保育事業利用希望者は、次の順位により利用調整します。

- 1 保護者の状況が、下記基準において調整後の合計指数の高い児童
- 2 合計指数が同じ場合は、順位表による
- 3 順位表が同じ場合は、抽選による

《利用調整基準指数》

区分	保護者の状況	利用調整基準指数	
		父	母
外勤	月実働140時間以上	8	8
	月実働120時間以上140時間未満	7	7
	月実働80時間以上120時間未満	6	6
	月実働64時間以上80時間未満	5	5
経営者	月実働140時間以上	8	8
	月実働120時間以上140時間未満	7	7
	月実働80時間以上120時間未満	6	6
	月実働64時間以上80時間未満	5	5
自営業	月実働140時間以上	7	7
	月実働120時間以上140時間未満	6	6
	月実働80時間以上120時間未満	5	5
	月実働64時間以上80時間未満	4	4
内職	月実働160時間以上	6	6
	月実働80時間以上160時間未満	5	5
	月実働64時間以上80時間未満	4	4
	月実働64時間以上80時間未満	4	4
出産	出産(前後各6週間)	-	8
	精神性、伝染性、心臓、ガン等の疾患(入院)	10	10
入院	上記以外の疾病の入院、一般療養(退院後)	8	8
	精神性の疾患	8	8
通院	16日以上/月	7	7
	10日以上/月及び病室等による自宅療養	5	5
病氣等	身体障害者手帳1～2級所持者 療育手帳(A判定)所持者	8	8
	身体障害者手帳3～4級所持者 療育手帳(B判定)所持者	6	6
知的障害者 身体障害者	身体障害者手帳5～6級所持者 療育手帳(C判定)所持者	4	4
	月実働180時間以上	8	8
自宅外介護等	8時間以上/日、20日以上/月	8	8
	月実働96時間以上180時間未満	7	7
自宅介護	月実働64時間以上96時間未満	5	5
	※診断書に記載がある場合に限りです。		
病気介護	寝たきり者を常時介護している場合	8	8
	心身障害児(者)の介護、通院、通学等に当たっている場合	8	8
災害復旧	寝たきり以外	6	6
	月実働80時間以上	5	5
求職活動等	月実働64時間以上80時間未満	5	5
	家庭の災害	9	9
就学	起業の準備等を含む	1	1
	月実働64時間以上	4	4
ひとり親	4時間以上/日、16日以上/月	10	10
	父親又は母親がいない(死亡、離婚、行方不明等)	10	10

18 尾張旭市教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準

《優先利用》

区分	項目点
1 ひとり親家庭	5
2 生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)	5
3 生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合で就労先が確定している場合	4
4 虐待やDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	別途判断
5 子どもが障害を有する場合	別途判断
6 育児休業明け	5
7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合	1.5
8 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望しない場合	1.5
9 連続施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児童	5

《指数調整》

区分	項目点	
就労実績(※1)	申込時に就労実績(直近3か月分のうち3か月分)が就労証明等で確認できない者	-2
祖父母同居(※2)	申込時に就労実績(直近3か月分のうち2か月分)が就労証明等で確認できない者	-1
申込時に保育料を滞納している世帯(※3)	65歳未満で未就労の祖父母との同居	-3
	65歳未満で就労の祖父母との同居	-2
		-3

※1 《優先利用》中の1から6までのいずれかに該当する場合は、指数調整を適用しないものとする。
 ※2 当該指数調整を解除する場合には、就業実績の記載がある就業証明等で再度確認する必要がある。
 ※3 同居の親族の健康状態や就業状況等によっては、指数調整を適用しないものとする。
 ※4 《優先利用》中の1から5までのいずれかに該当する場合は、指数調整を適用しないものとする。
 ※5 失業・震災等やむを得ない事由による場合や、返済が進んでいる場合には項目点「0～3」の間で調整することとする。

$$\text{利用調整基準指数} + \text{優先利用} + \text{指数調整} = \text{合計}$$

《合計が同一指数の場合の順位表》 ※下記によっても決まらない場合は抽選とする。

1	当該施設の希望順位が高い場合
2	ひとり親世帯(祖父母同居なし)
3	ひとり親世帯(祖父母同居あり)
4	生活保護世帯
5	連続施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児童
6	育児明け
7	兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
8	申込時に認可外保育施設等に児童を預けており、保育所等へ入所できない場合同様の状態が見込まれる者
9	多子世帯(18歳未満の子が3人以上いる場合)
10	保育士、幼稚園教諭、保育教諭として勤務している又は勤務予定の保護者の子どもが保育所等の利用を希望する場合
11	利用調整基準指数が高い場合
12	保護者の状況が「災害復旧」→「病氣等」→「就業」→「出産」→「病人介護」の順で調整

令和4年度3号認定子どもに係る保育料表

3号認定子どもに係る保育料については下記の表のとおりです。
 保育料の決定は、市町村民税額（4月から8月までは前年度分、9月以降は当年度分）に基づき行っています。

階層区分	各月初日の教育・保育給付認定保護者等の属する世帯の階層区分		月額	
	定義	3号	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者（単給者を含む。）の属する世帯	0円	0円	0円
B	A階層を除き、当該年度の4月分かつ前年度分の保育料等の算定にあっては当該年度の9月分かつ前年度分の保育料等の算定にあっては当該年度の区分が石欄の区分に該当する世帯	0円	0円	0円
C1	市町村民税非課税世帯 里親委託された児童のいる世帯（里親委託された児童に係る額のみ）	2,250円	2,200円	2,200円
C2	市町村民税均等割額のみ 市町村民税所得割額 10,000円未満	8,000円	7,800円	7,800円
C3	市町村民税所得割額 48,600円未満	4,000円	3,900円	3,900円
D1	市町村民税所得割額 57,700円未満	9,000円	8,800円	8,800円
D2	市町村民税所得割額 60,000円未満	4,500円	4,400円	4,400円
D3	市町村民税所得割額 67,000円未満	10,500円	10,300円	10,300円
D4	市町村民税所得割額 77,101円未満	6,250円	6,100円	6,100円
D5	市町村民税所得割額81,000円未満	12,500円	12,200円	12,200円
D6	市町村民税所得割額89,000円未満	6,250円	6,100円	6,100円
D7	市町村民税所得割額97,000円未満	12,500円	12,200円	12,200円
D8	市町村民税所得割額125,000円未満	22,000円	21,600円	21,600円
D9	市町村民税所得割額143,000円未満	27,000円	26,500円	26,500円
D10	市町村民税所得割額161,000円未満	31,500円	30,900円	30,900円
D11	市町村民税所得割額169,000円未満	36,500円	35,800円	35,800円
D12	市町村民税所得割額220,000円未満	41,000円	40,300円	40,300円
D13	市町村民税所得割額250,000円未満	44,500円	43,700円	43,700円
D14	市町村民税所得割額301,000円未満	49,000円	48,100円	48,100円
D15	市町村民税所得割額397,000円未満	51,500円	50,600円	50,600円
D16	市町村民税所得割額397,000円以上	52,500円	51,600円	51,600円
		54,000円	53,000円	53,000円
		55,500円	54,500円	54,500円

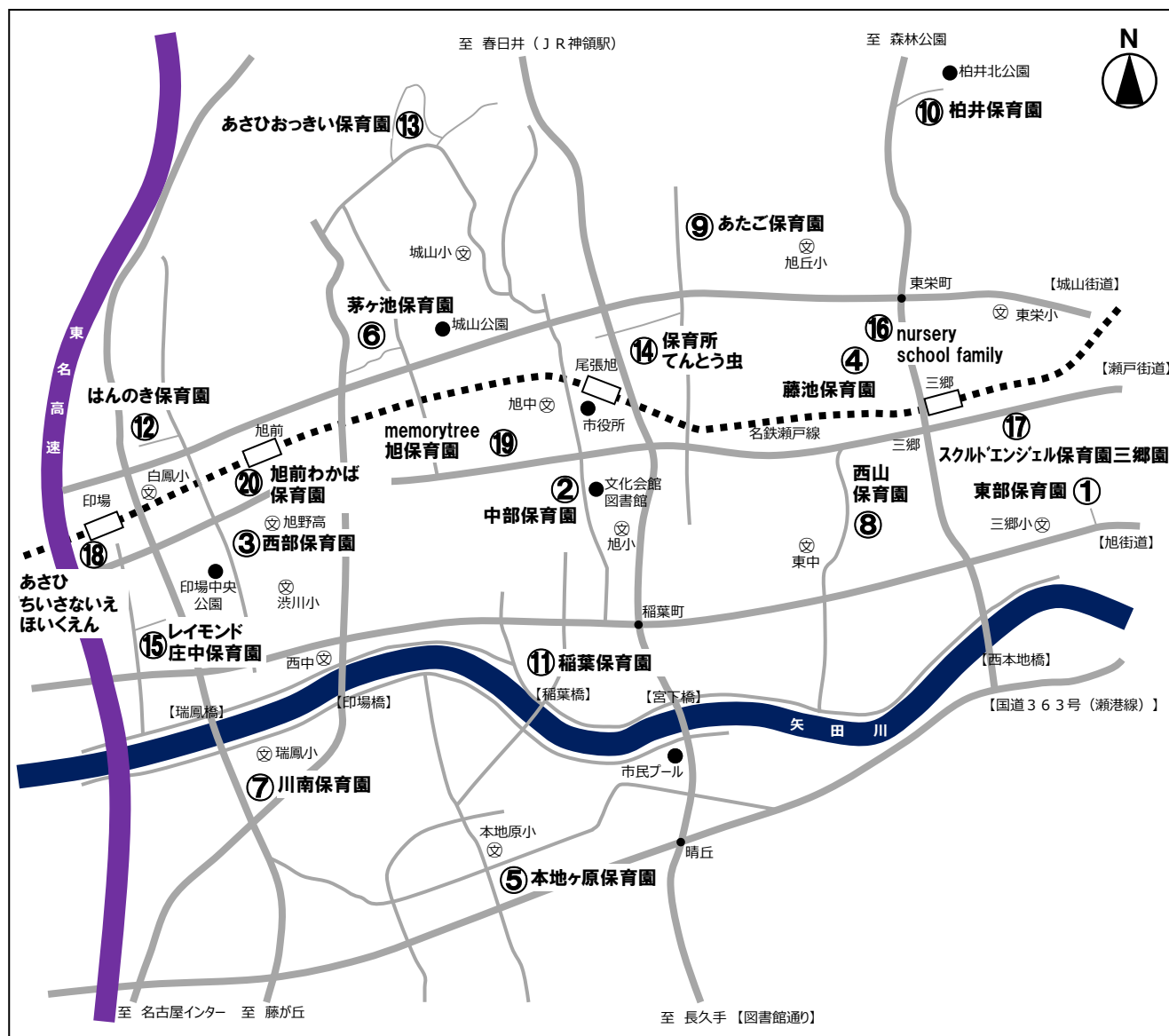
- この表の「3号」とは、入所児童が入所した日の属する年度の初日における教育・保育給付認定区分をいいます。
- 階層区分の認定は、C1階層については3号認定子どもの保護者又は生計主宰者の祖父母等の市町村民税の均等割額の合計額とし、C2階層からD16階層については市町村民税の所得割額の合計額とします。所得割の額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除や外国税額控除などは、適用しないものとします。
- この表の「ひとり親世帯等」は下記に該当する場合をいいます。
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に2号認定子ども又は3号認定子どもを扶養しているもの世帯
 - 次に掲げる在宅障害児又は在宅障害者の属する世帯
 - 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児
 - 国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者
- その他市長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困難に困難していると認める者の属する世帯
- この表の「里親」とは、児童福祉法第6条の4に規定する里親をいいます。
- この表において「保育標準時間」とは1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育料の認定を、「保育短時間」とは同項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育料の認定をいいます。
- C1階層からD16階層まで（ひとり親世帯等はD4階層まで）で保護者と生計を一にするきょうだいがいる場合の保育料については、きょうだいの年齢にかかわらず下記のとおりです。
 - 最年長のきょうだいが2人目半額、3人目以降0円とします。
 - ひとり親世帯等は、最年長のきょうだいが2人目以降0円とします。
- D2階層（ひとり親世帯等はD5階層）からD16階層までで同一世帯のうち小学校就学前のきょうだいが特定教育・保育施設等を同時に利用している最年長の子どもから順に2人目半額、3人目以降0円とします。
- 3歳未満児クラスを利用している世帯のうち同一世帯で18歳未満のきょうだいを3人以上（3歳未満児を1人以上含む場合に限る。）監護し生計を同じにしている場合でその出生の最も早い者から順次に数えて3人目以降の3歳未満児が保育所等を利用している場合、下記の額又は前項の額のいずれか低い額とします。
 - D2階層（ひとり親世帯等はD5階層）からD7階層までは0円とします。
 - D8階層からD14階層までは半額とします。



小規模保育事業所等の保育料は利用する事業所へ納付となります。

尾張旭市役所子ども子育て部保育課庶務係 電話0561-76-8147

20 施設位置図・保育所等一覧（認可施設のみ）



【 保育所一覧 】 ※ 保育所によって開所時間は異なります。

No.	施設名	公私	所在地	電話番号	開所時間	連携施設
		定員	3歳未満児受入れ	保育サービス	アレルギー対応	
1	とうぶ 東部保育園 (支援センター併設)	公設民営	狩宿新町一丁目 56	0561-53-2265	平日・土 7:30~19:00	
		108名	生後2か月から	サポート保育	有: アレルゲン食品原則不使用	
2	ちゅうぶ 中部保育園	公立	西大道町前田 3786	0561-53-2254	平日 7:30~19:00 土 7:30~14:00	
		123名	生後10か月から	サポート保育	有: 除去食、デザート類は代替食	
3	せいぶ 西部保育園	公立	印場元町五丁目 14-10	0561-53-2676	平日・土 7:30~19:00	
		120名	1歳児クラスから	サポート保育	有: 除去食、デザート類は代替食	
4	ふじいけ 藤池保育園 (支援センター併設)	公立	東栄町一丁目 9-1	0561-53-2860	平日 7:00~19:00 土 7:30~14:00	
		196名	生後10か月から	サポート保育	有: 除去食、デザート類は代替食	
5	ほんじがはら 本地ヶ原保育園	公立	北本地ヶ原町一丁目 21	0561-53-3359	平日 7:30~19:00 土 7:30~14:00	
		131名	生後10か月から		有: 除去食、デザート類は代替食	
6	ちがいけ 茅ヶ池保育園 (支援センター併設)	公設民営	城前町一丁目 7-5	0561-53-3989	平日・土 7:30~19:00	
		126名	生後2か月から	サポート保育、一時保育	有: 代替食	
7	かわみなみ 川南保育園 (支援センター併設)	公立	大塚町二丁目 4-1	052-771-9301	平日・土 7:30~19:00	
		120名	1歳児クラスから	サポート保育	有: 除去食、デザート類は代替食	

No.	施設名	公私	所在地	電話番号	開所時間	連携施設
		定員	3歳未満児受入れ	保育サービス	アレルギー対応	
8	にしやま 西山保育園	公立	井田町二丁目 175	0561-53-5788	平日 7:30~18:00 土 7:30~14:00	
		120名	1歳児クラスから	サポート保育、一時保育	有：除去食、デザート類は代替食	
9	あたご保育園	公立	新居町今池下 2910-1	0561-53-5758	平日 7:30~18:00 土 7:30~14:00	
		95名	1歳児クラスから	サポート保育、一時保育	有：除去食、デザート類は代替食	
10	かしわい 柏井保育園	公立	柏井町弥栄 16	0561-54-3098	平日 7:30~18:00 土 7:30~14:00	
		121名	生後 10 か月から	サポート保育	有：除去食、デザート類は代替食	
11	いなば 稲葉保育園	公設民営	稲葉町一丁目 43	0561-54-0655	平日・土 7:30~19:00	
		60名	1歳児クラスから	サポート保育	有：除去食	
12	はんのき保育園 (支援センター併設)	公設民営	桜ヶ丘町二丁目 217	0561-55-7611	平日・土 7:30~19:00	No. 3 西部保育園
		34名	生後 2 か月から 2歳児クラスまで	一時保育	有：アレルギー食品原則不使用	
13	あさひおっかい保育園	私立	平子町東 157-1	0561-54-2704	平日・土 7:00~19:00	
		60名	生後 2 か月から	サポート保育	有：除去食、代替食	
14	ほいくしよ 保育所てんとう虫	私立	新居町明才切 23-1	0561-52-2164	平日・土 7:00~19:00	No. 4 藤池保育園
		40名	生後 2 か月から 2歳児クラスまで	休日保育	有：卵のみ、他要相談	
15	しょうなか レイモンド庄 中保育園 (支援センター併設)	私立	庄中町一丁目 2-8	0561-76-0888	平日・土 7:30~19:00	
		140名	生後 2 か月から	サポート保育、一時預かり	有：代替食	

【 小規模保育事業所一覧 】

No.	施設名	公私	所在地	電話番号	開所時間	連携施設
		定員	3歳未満児受入れ	保育サービス	アレルギー対応	
16	ナーサリー スクール nursery school ファミリー family	私立	東栄町一丁目 7-18 ピアプ ラザ横山ビル 3. 1BC	0561-76-7622	平日・土 7:30~19:00	—
		18名	生後 6 か月から 2歳児クラスまで		有：除去食と代替食を併用	
17	スクルドエンジェル 保育園三郷園	私立	三郷町中井田 202-1	0561-58-3636	平日・土 7:30~19:00	—
		16名	生後 6 か月から 2歳児クラスまで		有：対応方法については要相談	
18	あさひちいさないえ ほいくえん	私立	印場元町二丁目 10-7	0561-59-5115	平日・土 7:30~19:00	No. 13 あさひおっ かい保育園
		12名	生後 6 か月から 2歳児クラスまで		有：除去食、代替食	
19	メモリーツリーあさひ memorytree 旭 保育園	私立	向町二丁目 6-1 サニーハイツ尾島1F	0561-76-3288	平日・土 7:30~19:00	しらぎく幼 稚園（地図 記載なし）
		12名	生後 6 か月から 2歳児クラスまで		有：卵・エビ不使用、除去食・代替食も実施	
20	あさひまえ 旭前わかば 保育園	私立	旭前町五丁目 7-8 アネッ クスビル 1F	0561-76-5171	平日・土 7:30~19:00	—
		19名	生後 6 か月から 2歳児クラスまで		有：除去食 ※状況により要相談	

※ 対応している食品や除去の程度など、アレルギー対応の詳細については各施設に直接お問い合わせください。

※ 連携施設は2歳児クラスまでの保育所等の卒園後、3歳児から継続して受け入れを行う施設です。

しらぎく幼稚園への連携について、3歳児クラスの定員や開所時間等は施設に直接お問い合わせください。

※ 保育所によって入所後の持ち物が異なる場合があります。詳しくは保育所のパンフレットやホームページなどをご確認ください。

※ 公設民営、私立の運営団体等は次のとおりです。

運 営 団 体 等	No. 1、12	社会福祉法人オールフェアリー	No. 6	株式会社日本保育サービス
	No. 11	学校法人菊武学園	No. 13、18	社会福祉法人いしずえ会
	No. 14	有限会社新居の里	No. 15	社会福祉法人榊榊会
	No. 16	柴田 健老	No. 17	株式会社こひさま
	No. 19	株式会社 nexus	No. 20	社会福祉法人育萌会

21 利用申込みに関する注意事項

1	保育所利用児童については、小学校就学までの期間、入所承諾をしていますので、利用申込みをする必要はありません。ただし、連携施設を設定していない小規模保育事業所利用児童については、新年度3歳児クラスから保育所を利用する場合、別途利用申込みが必要となります。
2	<p>申込書、就労証明書等の書類の内容と入所時の事実が異なる場合(※)には、入所承諾を取り消します。</p> <p>※ 利用申込み後、保育の必要な事由や就労状況等が変更となり、当初利用調整時の「尾張旭市教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準指数」より下がる場合</p> <p>※ 育児休業明けで利用申込みした方が元の勤務先に復職せずに転職・退職をした場合</p> <p>※ 就労予定の方(入所後、就労時間を増やす予定の方を含む)が、予定どおりの勤務先・就労時間で就労しなかった場合</p> <p>※ 育児休業明け又は就労予定で利用申込みした方が、申込時点の就労状況等で入所後3か月以上就労していない場合 など</p>
3	就労状況について職場に確認させていただく場合があります。自営業で入所した場合は自営業の活動実績について出納帳などの帳簿等で、就労予定で入所した場合は就労の実績について事業者より賃金の支払いを受けている事実で確認します。その際、利用申込み時の証明書類等の内容と事実が異なる場合には、入所承諾を取り消します。
4	利用申込みの際、提出書類に不足や不備がある場合、受付をお断りさせていただく場合があります。消せるボールペンや鉛筆での書類の記入はお控えください。
5	求職活動の事由で入所した場合、入所後3か月以内に就労証明書等を提出できないと退所となる場合があります。
6	実際の利用時間は、各保育施設の開所時間内で保育の必要量の区分や保護者の就労状況を考慮して決定します。
7	申込締切日(一斉申込みは令和4年10月31日(月)(郵送の場合は20日(木))までにご提出いただいた資料に基づき利用調整します。申込締切日以降に提出していただいた場合は、次回の利用調整に反映します。
8	一斉申込の方で、不備があった場合は書類の再提出を依頼しますので、令和4年11月7日(月)までに必要書類を提出してください。提出がない場合は申込みの受け付けを行いません。
9	保育料を算定するための税関係書類の提出が必要な方で、提出がない場合は該当年齢児の最高額の保育料で決定します。副食費の算定も同様です。
10	世帯の異動があった場合や税額に変更があった場合、市役所保育課が変更を知った翌月から、保育料及び給食費は変更となります。原則遡及適用は行いません。
11	保育料及び給食費は月額制です。欠席されても決定した金額を納めていただきます。
12	保育料及び給食費を滞納している場合は、法律に基づいて滞納処分させていただく場合があります。
13	0、1歳児クラスを利用して、育児休業を取得する場合は退所となります。
14	保育実施期間内であっても長期欠席する時、虚偽の申請を行った時、求められた書類の提出をしない時または施設の管理上支障がある時等には、退所していただく場合があります。

